

三井 V-Net 会則 本部細則

1. 会則第 3 条(会員)

- (1) ボランティア活動会員の募集対象は、三井グループ各社の退職者と現役社員並びにその家族、友人を原則とするが、三井グループ外からの応募者についても、応募登録内容を確認の上、受け入れを行う。
- (2) 退会に関し、次の各号に該当する場合は三井 V-Net 会員の資格を失う。
 - ① 会員より退会の申し出があったとき。
 - ② 会員が死亡したとき。
 - ③ 三井 V-Net の行動規範および個人情報保護方針に違反することにより、三井 V-Net の名誉を汚し、又は損害を与えた場合、並びに設立趣旨に反し、会員としての品性を損なう等の行為があったとき。
- (3) 三井 V-Net は、三井 V-Net の認めたボランティア活動に参加する会員を対象に傷害保険及び賠償責任保険を付保する。会員はボランティア活動で事故が生じた場合等は、保険の対象か否かに関わらず、事務局に連絡するものとする。

2. 会則第 5 条(活動)

- (1) 幹事会は、年間 8 回開催する。開催月、開催日は以下の通りとする。

第一木曜日開催	3、6、7、9、12月
第二木曜日開催	1月
第四木曜日開催	4、10月
- (2) 三井 V-Net の目的遂行の参考となるよう、幹事会は、部会世話人及びボランティア活動会員全体の意向を汲み上げる一方、理事会および運営委員会が決定した三井 V-Net の活動方針、計画をボランティア活動会員全体に周知徹底を行い、年次活動方針作成等に関する三井 V-Net 事務局の業務を支援する。
- (3) 幹事会は、幹事の中から議長並びに書記を選び、議長は幹事会の議事進行とともに例会及び親睦会の司会と進行役を務める。
書記は幹事会の議事録を作成し、同議事録を三井 V-Net 事務局に提出する。
- (4) 幹事会には事務局より原則として事務局長および事務局員が出席し、三井 V-Net 活動方針および運営委員会関連の情報、資料の提供を行い、必要に応じ適切な助言、指導を行う。
- (5) 例会は、本部に登録されている全てのボランティア会員を対象として、原則として、1月は第2、4月、10月は第4、7月は第1の木曜日に開

催する。

(6)例会では、原則として三井 V-Net 事務局からの報告並びに部会世話人からの部会活動報告の機会を設ける。

(7)例会では講演会等を行い、会員の親睦と情報交換を図る。

(8)親睦会には、会員以外にボランティア活動先の責任者及び三井 V-Net へ入会を希望する者の参加も認める。

(9)部会は、本会の目的を達成するためにボランティア活動分野並びに活動地域を単位として設けることができる。

部会の運営は各部会の自主運営を原則とするが、事務局長もしくは事務局員も必要に応じ参加し、適切な助言、指導を行う。

(10)部会の設置は幹事会で協議のうえ承認され、例会に報告される。

(11)部会には世話人(複数でも可)を置き、世話人は幹事会及び三井 V-Net 事務局との連携を図る。

世話人は部会の行事及び実施するボランティア活動に関して、事前、並びに結果報告を事務局に行う。

(12)2018年4月1日現在の部会は次の通りとする。

①日本語サロン、②東大、③東大・柏、④横浜国大、

⑤千葉大、⑥駒澤大、⑦湘南倶楽部、⑧一橋大、⑨医療ボランティア

3. 会則第6条(役員)

(1)幹事は、本会会員の中から自薦、他薦の幹事候補者を募り、幹事会の議を経て例会で報告された者とする。

(2)幹事の人数は、10名内外とするも人数の決定は幹事会の議を経て例会に報告される。

(3)幹事は、幹事会出席のための交通費実費を除き無報酬とする。

4. 活動に関する費用

(1)本会の運営管理に要する費用は三井 V-Net がこれを負担する。

(2)幹事会に要する費用は三井 V-Net がこれを負担する。

(3)例会及び親睦会に要する費用は基本的に参加者の負担とする。

(4)部会に要する費用は基本的に部会を構成する会員の負担とする。

ただし、(3)と(4)に関し、三井 V-Net が、事務局長の決裁により一部補助する場合もある。

5. 本細則の改廃は、幹事会で審議され、運営委員会で承認される。

6. 本細則は2018年4月19日から実施する。